

令和7年11月21日

報道機関各位

自然保護課
(公 印 省 略)

ツキノワグマ出没警報の延長について

このことについて、下記のとおり「ツキノワグマ出没警報」の発表期間を延長しますので、県民に対する注意喚起について特段の御配慮をお願いします。

記

1 期間

令和7年5月1日（木） ～ 当分の間（延長前：令和7年11月30日（日））

2 区域

県内全域

3 理由

例年、11月はツキノワグマの出没が落ち着く時期となっているが、今年は過去最多の出没が確認されているほか、11月に2件の人身被害が発生していることから、ツキノワグマ出没警報発表期間を延長し、引き続きツキノワグマとの遭遇や人身被害の発生防止に向けた注意喚起をするもの。

4 注意喚起の内容（クマ被害の防止方法）

- ・ 引き続きクマの出没状況に気を配り、出没が確認されていた場所では特に注意する
- ・ 早朝や夕方はクマの活動が活発になる時間のため、出合わないための対策を心がける
- ・ クマを引き寄せる食べ物や野菜くず等の生ゴミを屋外に放置しない 等

報道機関用提供資料（連絡先）		
担 当 課		環境エネルギー部 自然保護課鳥獣対策グループ 総括主幹 近藤 毅
電話 番号	内線	6505
	直通	017-734-9257
報 道 監		環境エネルギー部 次長 山下 伸一